

原南上第二町内会規約

- 第1条 本会は、原南上第二町内会と称し事務所を会長宅におく
- 第2条 本会は、会員相互扶助と福祉の増進をはかり、明朗で平和な地域社会をつくる為の諸活動を行う
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の行事を行う。
- 1、保健衛生に関する事業
 - 2、リクレーション行事、講習会
 - 3、その他、本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 本会は、原南上第二町内会の住民をもって組織する
- 第5条 本会の内部組織として組をおき必要に応じて組内に班をおく
- 第6条 本会に次の役員をおき、任期は会長、副会長、理事は2ヶ年とする
但し再任を妨げない 又補充で就任した役員の任期は前任者の残存期間とする
- ①会長 1名
 - ②副会長 3名(内1名会計)
 - ③理事
 - ④会計監査 2名
 - ⑤組長
- 第7条 役員の選出は次の方法による。
- 1、会長、副会長、理事、会計監査は役員会で選出する
 - 2、組長は各組内で選出する
- 第8条 役員及び組長の任務は次の通りとする。
- 1、会長は、会を代表し、又会議の召集及び会務を統括する
 - 2、副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する
 - 3、副会長(会計)は、町内会の会計業務を処理する
 - 4、会計監査は、会の会計を監査する
 - 5、理事は会議決定事項に基づく会務を執行する
 - 6、組長は、会の目的に則して組を統括し、会費の徴収に当たり、又新規加入、退会、転居など異動の場合は異動届けを提出し、組内の意思反映につとめる
- 第9条 本会に、顧問若干名を置くことが出来る。顧問は役員会で推挙し会の諮問に応じる
- 第10条 役員会は本会の最高決議機関とし、定例役員会及び臨時役員会とする。
また役員の2/3以上の出席で成立し、出席者の過半数の同意によって決定する

- 1、定例役員会は年1回4月に開催し、年度予算及び決算の承認、役員の選出、その他、会の運営に関する諸事項を協議決定しなければならない
- 2、臨時役員会は会長が必要と認めたとき、又は役員の2/3以上の要求があったとき召集する

第11条 会費は、1ヶ月150円とし、6ヶ月分毎に納入する。又12ヶ月分の全納も可とする
中途退会者には返還しないものとする

第12条 本会には次の帳簿を備え会員が希望するときは閲覧することが出来る

- ①会計簿 ②会員名簿

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。また、年度内収支については速やかに、収支決算書を作成し公表しなければならない

第14条 1、会員において、死亡または火災(全焼)など甚大な被害があったときは弔慰、又は見舞いをする

- | | | |
|---------|----|--------|
| ①死亡 | 香典 | 5,000円 |
| ②火災(全焼) | 見舞 | 5,000円 |

- 2、90歳に達する(1月から12月)会員には敬老祝いとして、粗品を贈呈し祝意を表する
初年度(平成26年度)は90歳以上とする

第15条 本規約に明文のない事項は総て役員会に諮って執行する事が出来る

付則 本規約は、平成12年4月より実施する。

- | | |
|-----------|------|
| 1、平成23年4月 | 一部改正 |
| 1、平成26年4月 | 一部改正 |
| 1、平成27年4月 | 一部改正 |